

Title	スペイン改正手形・小切手法 (二・完) : 解題と条文の翻訳
Sub Title	New legislation of bill and check in Spain : interpretation and translation (2. End)
Author	石井, 陽一 (Ishii, Yoichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.8 (1988. 8) ,p.76- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880828-0076">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880828-0076</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スペイン改正手形・小切手法（三・完）

— 解題と条文の翻訳 —

石井陽一

解題

はじめに

一、改正の動機

二、主要な改正点

- (一) 絶対的記載事項の変化
  - (二) 資金関係規定の廃止
  - (三) 人的抗弁の制限
  - (四) 資金の譲渡
  - (五) 白地手形および白地裏書
  - (六) 連帯債務性
  - (七) 保証
  - (八) 拒絶証書作成の省略
- 三、不渡制裁処分の欠除
- 四、印紙税納付との関連

スペイン国手形・小切手法（訳）

前文

- 第一編 為替手形および約束手形
- 第一章 為替手形の振出および方式
- 第二章 裏書
- 第三章 引受
- 第四章 保証
- 第五章 満期
- 第六章 支払
- 第七章 引受拒絶または支払拒絶による請求権
- 第八章 資金の譲渡……………以上前号
- 第九章 参加……………以下本号
- 第一〇章 複本および謄本
- 第十一章 為替手形の紛失、盗難または滅失

第二章 時効

第三章 通則

第四章 約束手形

第五章 法の抵触

第二編 小切手

第一章 小切手の振出および方式

第二章 譲渡

第三章 保証

第四章 呈示および支払

第五章 線引小切手および計算小切手

第六章 支払拒絶による遡求

第七章 小切手の紛失、盗難または滅失

第八章 偽造小切手

第九章 時効

第一〇章 小切手に関する通則

第十一章 法の抵触

付則

経過規定

廃止規定

最終規定

第八章 資金の譲渡

第六九条 振出人が、手形上に記載した約款により、資金にかかわる権利を譲渡する旨を宣言しているときは、この権利は所持人に移転される。

この譲渡が支払人に通知されたときは、支払人は完全に正当な所持人に対してのみ為替手形と引換に支払うことができる。

(訳注。統一法、日本法に該当条文なし)。

第九章 参加

第一節 通則

第七〇条 振出人、裏書人または保証人は、手形上に、必要なときに手形を引受けまたは支払う者を記載することができる。為替手形は、遡求を受けなければならないの債務者の為に手形上に明瞭に記載されることなしに参加をする者によって引受または支払われることができる。

参加は、引受人を除き、第三者、支払人またはいずれの形債務者が行うことも可能である。参加人は、その被参加人に対して二取引日以内にその参加の通知をしなければならぬ。この期間の不遵守の場合に、それによって生じた損害があるときは、損害賠償の必要が発生する。但し、当該手形の金額を超えることはできない。

(訳注。統一法、日本法の第五五条と同趣旨)。

第二節 参加引受(aceptación por intervención)

第七一条 参加引受は、引受の為の呈示を禁じられていない為替手形の所持人が満期前に遡求権を有する一切の場合において

て認められる。

参加引受は為替手形にこれを記載し、参加人が署名し、かつ被参加人を表示するものとする。この表示を欠くときは、当該手形は振出人のために引受けられたものとみなされる。

(訳注。第一項は統一法、日本法の第五六条第一項に、第二項は統一法、日本法の第五七条に一致。)

第七二条 必要に応じ、為替手形に支払地における予備支払人を記載したときは、手形の所持人はその者に為替手形を呈示し、かつ拒絶証書によってその者が引受を拒んだことを証明しなければ、その記載をした者およびその後者に対する満期前の遡求権を失う。

参加の場合においては、所持人は参加引受を拒むことができる。もし所持人がこれを受諾するときは、被参加人およびその後者に対して満期前に有する遡求権を失う。

(訳注。統一法、日本法の第五六条第二項、第三項とほぼ同文。)

第七三条 参加引受人は、所持人および被参加者より後の裏書人に対し、被参加人と同一の義務を負う。

参加引受は、被参加人およびその前者より、所持人に対して第五八条に規定する金額の支払と引換に為替手形の交付を請求する権利を剝奪しない。

(訳注。統一法、日本法の第五八条と同趣旨。)

### 第三節 参加支払

第七四条 参加支払は、所持人が満期または満期前に遡求権を有する一切の場合においてこれを行なうことができる。支払は被参加人が支払うべき金額を包含し、かつ支払拒絶証書を作成するために認められた最後の日の翌日までに行なわなければならない。

(訳注。統一法、日本法の第五九条と同趣旨。)

第七五条 参加支払を拒んだ所持人は、その支払によって義務を免れることになるすべての手形債務者に対する請求権を失う。

参加支払の申立てが競合する場合には、最も多数の義務を免らしめる者が優先する。この規定に反することを知って参加支払する者は、義務を免かれ得るすべての者に対する請求権を失う。

(訳注。第一項は統一法、日本法の第六一条、第二項は第六三条第三項と同趣旨。)

第七六条 為替手形が支払地に住所を有する参加人によって引受けられたとき、または支払地に住所を有する者が予備支払人として記載されたときは、所持人はこれらの者の全員に手形を呈示し、かつ支払のないときは支払拒絶証書作成のため認められた最後の日の翌日まで支払拒絶証書を作成させなければならない。

前項の期間内に拒絶証書の作成がないときは、予備支払人を記載した者または被参加人およびその後の裏書人はその義

務を免れる。

(訳注。統一法、日本法の第六〇条と同趣旨。)

第七七条 参加支払は、参加支払人より後の署名者の義務を免ずる。参加支払人は、被参加人およびその者の為替手形上の債務者に対して為替手形より生ずる権利を取得する。但し、手形を支払う参加支払人は、更にその手形を裏書きすることはできない。

(訳注。統一法、日本法の第六三条の第一項、第二項に一致するが、順序が逆。)

第七八条 参加支払は、被参加者を表示して為替手形に受取を記載しなければならない。その表示がないときは、振出人のために支払がなされたものとみなされる。

為替手形は参加支払人に交付しなければならない。拒絶証書を作らせたときは、参加支払人にこれを交付しなければならない。

(訳注。統一法、日本法の第六二条に一致。)

## 第一〇章 複本および謄本

### 第一節 複本(Gurunidad de ejemplares)

第七九条 為替手形は同一内容の複通をもって振出すことができる。これら複本にはその証券の文言中に一連番号を付し、振出された総通数を記載しなければならない。

この記載を欠くときは、各通は各別の為替手形とみなされ

る。

一通限りで振出す旨の記載のない為替手形の場合は、いかなる所持人も自己の費用をもって複本の交付を請求することができる。この場合において所持人は自己の直接の裏書人に対してその請求をし、その裏書人は自己の裏書人に対して手続することによりこれに協力し、順次振出人に及ぶものとする。各裏書人は新たな複本に裏書を再記しなければならない。

(訳注。統一法、日本法の第六四条に一致。)

第八〇条 複本の一通が支払われたときは、一通の支払によって他の複本を無効ならしめる旨の記載がないときと雖も、他の複本より生ずる権利は消滅する。

但し、支払人は引受けられた全通で返還がなされたものについて責任を負う。

数人に各別に複本を譲渡した裏書人およびその後の裏書人は、その署名のある各通で返還されなかったものについて責任を負う。

(訳注。統一法、日本法の第六五条に一致。)

第八一条 引受のため複本の一通を送付した者は、他の各通にこの一通を保持する者の名称を記載しなければならない。その者は、他の一通の正当な所持人に対しこれを引渡すことを義務づけられる。

保持者が引渡を拒んだときは、所持人は拒絶証書に次のこ

とを記載した後でなければ、遡求権を行使できない。

一、引受のため送付した一通が請求したにも拘わらず引渡されなかったこと。

二、他の一通をもって引受または支払を受けることが可能でなかったこと。

(訳注。統一法、日本法の第六六条に一致)。

## 第二節 贍本 (copia)

第八二条 為替手形の所持人はすべて、その贍本を作る権利を有する。

贍本には、裏書および原本に掲げられたその他の事項を正確に再記しなければならない。またどこがその末尾であるかも示されなければならない。

贍本には、原本と同一の方法に従い、かつ同一の効力をもつて裏書または保証をすることができ。

(訳注。統一法、日本法の第六七条に一致)。

第八三条 贍本には原本の保持者を表示しなければならない。

保持者は贍本の正当な所持人に対して原本を引渡すことを要する。

保持者が引渡を拒んだときは、所持人は拒絶証書によって原本を請求したが引渡されなかったことを証明した後に、贍本に裏書または保証した者に対してのみ遡求権を行使することができ。

贍本作成前になされた最後の裏書の後に「爾後裏書は贍本

にしたもののみ効力を有する」という文句またはこれと同一の意義を有する文言が原本に記載されているときは、原本にされたその後の裏書はこれを無効とする。

(訳注。第二項の一部の表現が微妙に異なるほかは、統一法、日本法の第六八条に一致)。

## 第一章 為替手形の紛失、盗難または滅失

第八四条 為替手形の紛失、盗難または滅失の場合において、手形を喪失した所持人は、第三者に対して支払われることを防ぐために、その手形を無効にするために、かつ同人の権利が認められるために、裁判官に申立てることができ。

為替手形を喪失した所持人は、その権利の保全にかかわる一切の行為をすることができ。その手形が満期にかかわる場合には、所持人は、裁判官が定める保証金または手形の金額の裁判上の供託 (consignation judicial) を差入れて、その手形の支払を請求することができる。

(訳注。統一法、日本法に該当条文なく、旧法第四九八条に類似)。

第八五条 為替手形の支払地において裁判権を行使する者を管轄裁判官とする。

手形を喪失した所持人が裁判官に対して行なう申立てには、為替手形の基本的な要件を記載していなければならない。かつ白地手形の場合には、手形の同一性確認に必要な事項、所持人となるに至った状況および喪失するに至った状況を記載

しなければならぬ。入手できる証拠資料を添付し、かつ申立てを裏付けることに役立つその他の立証手段を提起しなければならぬ。

申立てが受理されたときは、裁判官は、これを支払人または引受人に通知し、当該手形が回収のため呈示されても支払を差し止めること、かつ呈示の状況を裁判所に報告することを命令する。同様の通知は、振出人および認知されかつその住所を推定しうるその他の債務者にも発せられる。これらすべての者は、通知受領後一〇日以内に裁判官に対し適切とみなされる陳述をすることができる。

裁判官は、事実の真实性、申立人の権利について、前項に定められた期間内に、適切とみなされる調査をした後、この申立てを国家官報(Boletín oficial del Estado)に公示するよう命じ、その公示日より起算して一カ月の期間を置き、その間に証券の所持人が出頭しかつ異議を届出ることができるようにする。但し、実施した調査または関係者の申立てに根拠のないことが判明したときは、裁判官は、支払人または引受人に命令したことを無効にし、公示することなく、この手続を中止することができる。

(訳注。統一法、日本法に該当条文なし。第八六条、第八七条も同様)。

第八六条 一カ月の期間内に、第三者が手形を持参し、申立てに異議を届出たときは、この届出は、申立人、支払人または

引受人に通知され、かつ法務省の事前審理を経て、民事訴訟法における付随条件のために定められた手続により、裁判官が判定を下すものとする。

第八七条 申立ての公示から一カ月を経過してなんらの異議も出なかったときに、または異議を否認したときに、裁判官は、その証券の除権(amortización)を宣言する判決を下すものとする。

手形の除権の判決が下された後、その手形は一切の効力を失い、その権利を認められた申立人は除権された手形の満期日にその債権の支払を請求することができる。また支払がすでになされている場合には供託済みの保証金を回収することができる。または除権された手形の満期が未到来の場合には複本の発行を請求することができる。

本節に定められたことは、本法第十九条第二項に定められていることを害さないものとみなされる。

## 第二章 時効 (prescripción)

第八八条 引受人に対する為替手形上の請求権は、満期の日より三年を以て時効にかかる。

所持人の裏書人および振出人に対する請求権は、適法の時期に作らしめた拒絶証書またはこれと同一の効力を有する宣言の日付より、無費用償還文句のある場合においては満期の日より一年を以て時効にかかる。

裏書人の他の裏書人および振出人に対する請求権は、その裏書人が手形の受戻しをした日から、またはその者が訴えを受けた日から六カ月を以て時効にかかる。

(訳注。統一法、日本法の第七〇条と同趣旨。)

第八九条 時効の中断は、その中断の事由が生じた者に対してのみその効力を生じる。

時効中断の事由は、民法第一九七三条に定められた事由による。

(第二項を除き、統一法、日本法の第七一条と同文。第二項は統一法の第二付属書の第一七条の留保事項を利用。)

### 第三章 通則

第九〇条 満期が法定の休日にあたる為替手形の支払は、満期に次ぐ第一の取引日に請求することができる。この規定において休日または非取引日とは、信用機関の職員の非就労日を謂う。同様に為替手形に関するその他の行為、とくに引受の呈示と拒絶証書作成は、取引日においてのみ行なうことができる。

末日を法定の休日とする一定の期間内に前項の行為を行わなければならない場合には、当該期間はその満了に次ぐ第一の取引日まで伸長される。期間中の休日は期間に算入される。

(訳注。統一法、日本法の第七二条に一致するが、「信用機関の職員

の非就労日」という文言は統一法の第二付属書第一八条の留保事項を利用。)

第九一条 法定の期間または為替手形に記載された期間の計算にはその初日を算入しない。

恩恵日は、法律上のものであると裁判上のものであるとを問わず認められない。

(訳注。第一項は統一法、日本法の第七三条に一致。第二項は第七四条に一致。)

第九二条 本法において、為替手形に関する限り、地 (land) とは特定地または市町村、住所とは宛所 (direction) または居所の意味である。

(訳注。統一法、日本法、旧法にも該当条文のない定義条文。)

第九三条 為替手形の文言の変造 (alteration) の場合においては、その変造後の署名者は変造した文言に従って責任を負う。変造前の署名者は原文言に従って責任を負う。

(訳注。統一法、日本法の第六九条に一致。)

### 第四章 約束手形 (pagaré)

第九四条 約束手形には次の事項を記載しなければならない。

一、証券の文言中にその証券の作成に用いられた言語をもつて記載された約束手形なる呼称。

二、ペセータ建または公的相場を認められた交換性外貨建て一定の金額を支払うべき旨の単純な約束。

三、満期の表示。

四、支払がなされるべき地。

五、支払を受け、または支払を受ける者を指図する者の名称。

六、約束手形を振出す日および地。

七、手形を振出す者、即ち振出人の署名。

(訳注。第二号でスペイン現行為替管理法上の指定通貨との関連を配慮したほかは、統一法、日本法の第七五条に一致。)

第九五条 前条に掲げた事項のいずれかを欠く証券は、約束手形とはみなされない。但し、次の数項に規定する場合はこの限りではない。

- a. 満期の記載のない約束手形は、一覽払とみなされる。
- b. 特別の記載がない限り、振出地は支払地かつ振出人の住所地とみなされる。
- c. 振出地の記載のない約束手形は、振出人の名称に付記された地において振出されたものとみなされる。

(訳注。統一法、日本法の第七六条に一致。)

第九六条 次の事項に関する為替手形についての規定は、約束手形の性質に反しない限り、約束手形に準用される。

裏書(第一四条ないし第二四条)

満期(第三八条ないし第四二条)

支払(第四三条、第四五条ないし第四八条)

支払拒絶に伴う請求(第四九条ないし第六〇条、第六二条ないし第六八条)

参加支払(第七〇条、第七四条ないし第七八条)

贖本(第八二条および第八三条)

紛失、盗難または滅失(第八四条ないし第八七条)

時効(第八八条および第八九条)

期間の計算および恩恵日の禁止(第九〇条および第九一条) 地および住所(第九二条)

変造(第九三条)

同様に第三者方払いまたは支払人の住所地と異なる地において支払われる為替手形に関する規定(第五五条および第三二条)、利息の約定(第六六条)、支払金額に関する記載の差異(第七七条)、第八八条、第九九条の条件の下でなした署名の効果、無権限または権限を超えてなした署名の効果(第一〇〇条)、白地为替手形(第一二二条)およびそのあり得る補箋(第一三三條)にも為替手形に関する規定が約束手形に準用される。

また保証に関する規定(第三五五条ないし第三七七条)も約束手形に準用される。第三六六条最終項に規定された場合において、何人のために保証をしたかが表示されていないときは、約束手形の振出人のためになされたものとみなされる。

(訳注。準用する引用条文の数字が異なるほかは、統一法、日本法の第七七条と同趣旨。)

第九七条 約束手形の振出人は、為替手形の引受人と同一の義務を負う。

一覽後定期払の約束手形は、第二七条に規定する期間内に当該手形の振出人に呈示しなければならない。一覽後の期間は、約束手形の振出人が「一覽」もしくはそれに相当する文言を記載した日より進行する。振出人が日付ある一覽の旨の記載を拒んだときは拒絶証書によってこれを証明する。その日付は一覽後の期間を初日とする。

（訳注。統一法、日本法の第七八条と同趣旨。）

## 第一五章 法の抵触

第九八条 為替手形および指図式の約束手形により義務を負う者の能力は、その本国法により定められる。その国の法律が他の国の法律によることを定めているときはその他国の法律が適用される。

前項に掲げる法律により無能力者とされた者であっても、他の国の領域で署名し、その国の法律によれば手形上義務を負う能力を有するときは、責任を負う。

（訳注。統一法（以下第九条までは手形法抵触解決条約のこと）第二一条第二項、日本法第八八条と同文。）

第九九条 為替手形および指図式約束手形上の行為の方式は、署名がなされた地の属する国の法律により定められる。

為替手形および指図式約束手形上の行為が前項の規定により有効でない場合であっても、後の行為をなした地の属する国の法律によって適式であるとき、前の行為の不適式は後の

行為を妨げることはない。

外国においてなされた手形行為は、当事者がその国の法律により課された方式を尊重し、かつそれによる請求権がその国で行使される場合には、その国の国民および居住者間で有効である。

（訳注。統一法第三条、日本法第八九条と同趣旨。）

第一〇〇条 為替手形の引受人および約束手形の振出人の義務の効力は、その証券の支払地の法律により定められる。

前項に掲げる者以外の為替手形または約束手形により債務を負う者の署名より生ずる効力は、その署名がなされた地の属する国の法律により定められる。

（訳注。統一法第四条、第二項但し書を除き日本法第九〇条に一致。）

第一〇一条 遡求権を行使する期間は、一切の署名者につき手形の振出地の法律により定められる。

（訳注。統一法第五条、日本法第九〇条第二項但し書に一致。）

第一〇二条 証券の振出地の法律は、為替手形の所持人が証券の振出の原因となる債権を取得するか否かを決定する。

（訳注。統一法第六条、日本法第九一条に一致。）

第一〇三条 為替手形の支払地の属する国の法律は、引受が手形金額の一部に制限しうるか否か、または所持人に一部支払を受諾する義務があるか否か、を決定する。

同一の規則は約束手形の支払にも準用される。

（訳注。統一法第七条、日本法第九二条に一致。）

第一〇四条 拒絶証書的方式および作成期間ならびに為替手形上および約束手形上の権利の行使または保存に必要なその他の行為の方式は、拒絶証書を作るべき地またはその行為をなすべき地の法律に準拠する。

(訳注。統一法第八条、日本法第九三条に一致。)

第一〇五条 為替手形または約束手形の支払地が属する国の法律は、為替手形または約束手形の喪失または盗難の場合に執るべき措置を定める。

(訳注。統一法第九条、日本法第九四條に一致。)

## 第二編 小切手

### 第一章 小切手の振出および方式

第一〇六条 小切手には次の事項を記載しなければならない。

一、証券の文言中にその証券の作成に用いられた言語をもつて記載された小切手なる呼称。

二、ペセータ建または公的相場を認められた交換可能外貨建で一定の金額を支払うべき旨の単純な委託。

三、必ず銀行である、支払を為すべき者、即ち支払人の名称。

四、支払地。

五、小切手を振出す日および地。

六、小切手を振出す者、即ち振出人の署名。

(訳注。第二号でスペイン現行為替管理法上の指定通貨との関連を配慮し、第三号で支払人を銀行に限定した点を除けば、統一法(以下第五七条まで小切手統一契約のこと)、日本法(以下第八一条まで日本の小切手法のこと)の第一条に一致。)

第一〇七条 前条に掲げた事項のいずれかを欠く証券は、小切手とはみなされない。但し、次の数項に規定する場合はこの限りではない。

a. 支払人の名称に付記した地は特別の表示がない限り、支払地とみなされる。数箇の地が付記されているときは、小切手は初頭に記載された地において支払われるものとする。

b. 前項の記載またはその他なんらの表示のない小切手は、振出地において支払われるものとする。支払人が振出地になんらかの営業所を持たない場合には、支払人が主たる営業所を有する地において支払われるものとする。

c. 振出地の記載がない小切手は、振出人の名称に付記された地において振出したものとみなされる。

(訳注。b項前段は日本法第二条第三項に一致。同条同項後段は統一法第二条第三項に相似。その他は統一法、日本法第二条に一致。)

第一〇八条 小切手は、支払人が処分しうる資金をもつ銀行または信用機関に宛て、かつ振出人が資金を小切手により処分しうる明示または黙示の契約に従って振出される。但し、これらの要件を欠く場合も、支払人の銀行または信用機関の要件を除き、証券は小切手として有効である。

適正に振出された小切手が回収のため呈示されたときは、振出人の処分しうる資金をもつ支払人は、これを支払う義務を有する。処分しうる資金が小切手金額の一部分であるときは、その金額を引渡す義務を有する。

支払人の許に小切手金額に相当する資金措置をもつことなく小切手を振出す振出人は、小切手金額のほかに不足金額の一〇〇分の一〇を加算、かつ損害賠償金と共に、支払わねばならない。

（第一項は統一法と日本法の何れとも若干表現を異にするが、その第三条第一項と同趣旨。第二項第三項は第二付属書第四条の留保事項を利用。）

**第一〇九条** 小切手を引受することはできない。小切手になされた引受の記載はすべて、記載なかったものとみなされる。

（訳注。統一法、日本法の第四条に一致。）

**第一一〇条** 小切手の振出人または所持人は、支払銀行に対し、小切手の支払確認を請求することができる。

小切手上に支払人によって署名された「保証」「査記」「確認」またはそれに類する記載は、当該小切手の真正、支払人の勘定における十分な資金の有高を保証するものとなる。支払人は、前記の記載のなかに定められた期間内、またはそれを欠くときには、第一三五条に定められた期間内に小切手の呈示があった場合の支払いに必要な資金を留保しなければならぬ。

支払確認は日付を表示しなければならない。かつ取消不能とする。

（訳注。統一法、日本法に該当規定なし。統一法第二付属書第六条の留保事項を利用。）

**第一一一条** 小切手は、次のいずれかにより支払われるため振出すことができる。

- a. 記名式または指図式。
- b. 記名式で「指図禁止 (no a la orden)」またはこれと同一の意義の文言を記載。
- c. 持参人払。

記名式の小切手で、「または持参人に」の文字またはこれと同一の意義を有する文言を記載したものは、持参人払小切手とみなす。

回収のため呈示の時点で、受取人の記載がない小切手は、持参人払小切手とみなす。

（訳注。統一法、日本法の第五条と同趣旨。）

**第一一二条** 小切手は、次の方式で振出すことができる。

- a. 振出人の自己指図。
- b. 第三者の計算において。
- c. 小切手が振出人の異なる営業所の間で振り出される場合に限り、振出人の自己宛。

（訳注。統一法と日本法も若干表現を異にするが、その第六条と同

趣旨。

第一一三条 小切手に記載した利息の約定は、記載しなかったものとみなされる。

(訳注。統一法、日本法第七条に一致。)

第一一四条 小切手は、支払人の住所地であると、またはその他の地にあるとを問わず第三者の住所で支払うようにすることができ。但し、その第三者は銀行または信用機関でなければならぬ。

(訳注。末段の「または信用機関」を除き、統一法、日本法の第八條に一致。)

第一一五条 小切手の金額を文字および数字をもって記載した場合に、その金額に差異があるときは、文字を以って記載された金額を小切手金額とする。

小切手の金額を文字を以って、または数字を以って重複して記載した場合、その金額に差異があるときは、最小金額を小切手金額とする。

(訳注。統一法、日本法の第九条に一致。)

第一一六条 小切手に、小切手債務を負担する能力のない者の署名、偽造の署名、仮設人の署名またはその他の事由により小切手の署名者もしくはその本人に義務を負わしめることのできない署名のある場合も、その他の署名者の債務はその為に効力を妨げられない。

本法第九条の規定は小切手にも準用される。

(訳注。第二項を除き、統一法、日本法の第一〇條に一致。)

第一一七条 代理権を持たない者が代理人として小切手に署名したときは、自らその小切手により義務を負う。その者が小切手を支払ったときには、本人が支払ったときに得る権利と同じ権利を得る。代理人が権限を逸脱した場合には、本来の権限の範囲内における本人の小切手上的責任を害さない限り、同様になされる。

(訳注。末段の「……害さない限り」云々の挿入句を除き、統一法、日本法の第一一條に一致。)

第一一八条 振出人は支払を担保する。振出人が支払を担保しない旨の文言はすべて、記載なかったものとみなされる。

(訳注。統一法、日本法の第二二條に一致。)

第一一九条 未完成で振出された小切手にあらかじめ行なわれた合意と異なる補充が加えられた場合、その合意の違反をもって所持人に対抗することはできない。但し、所持人が悪意または重大な過失によりその小切手を取得した場合はこの限りではない。

(訳注。統一法、日本法第一三條に一致。)

## 第二章 譲渡

第一二〇条 持参人払の小切手は、引渡したまたは交付により譲渡される。

記名式または指図式の小切手は、裏書によって譲渡すること

とができる。

記名式小切手であつて「指図禁止」またはこれと同一の意義を有する文言が記載されているものは、指名債権譲渡の方式に従い、かつその効力をもつてしか譲渡することができない。

裏書は、振出人またはその他の債務者に対してもなすことができる。これらの者は更に小切手を裏書きすることができ

る。  
 （訳注。第二項を除き、統一法、日本法の第一四条に一致。）

第一二二条 裏書は、小切手の全額かつ単純でなければならぬ。裏書に付された条件は、記載しなかつたものとみなされる。一部の裏書および支払人による裏書は無効とする。持参人払の裏書は白地裏書と同一である。

支払人に対する裏書は、受取証書としての効力を有する。但し、支払人が数箇の営業所を有する場合において、小切手が振宛てられた営業所以外の営業所に対して行なわれた裏書はこの限りではない。

（訳注。統一法、日本法の第一五条と同趣旨。）

第一二二条 裏書は、小切手またはその補箋上に記載されねばならず、かつ裏書人により署名されるものとする。

被裏書人を指定しない裏書または裏書人の署名のみある裏書は、白地裏書（*endoso en blanco*）である。この後の場合において裏書が効力を有するためには、小切手の裏面になされ

ねばならない。

（訳注。第二項末段に「または補箋に」という字句を欠く場合は、統一法、日本法の第一六条に一致。）

第一二三条 裏書は、小切手より生ずる一切の権利を移転する。

裏書が白地式であるとき、所持人は、  
 一、自己の名称または他人の名称によって白地を補充することができる。

二、白地式により、または他人を表示して更に小切手を裏書することができる。

三、白地を補充せず、かつ裏書もしないで、小切手を第三者に譲渡することができる。

（訳注。統一法、日本法の第一七条に一致。）

第一二四条 裏書人は、反対の文言がない限り、爾後の所持人に対し支払を担保する。

裏書人は新たな裏書を禁ずることができる。この場合においては、その裏書人は小切手の爾後の被裏書人に対しては担保の責任を負わない。

（訳注。統一法、日本法の第一八条と同趣旨。）

第一二五条 小切手の占有者が裏書の連続によりその権利を証明するときは、適法な所持人とみなされる。最後の裏書が白地式であってもまた同様である。抹消した裏書はこの関係においては記載しなかつたものとみなされる。白地式裏書に次

いで他の裏書がある場合、この署名者は、白地裏書によりその小切手を取得したものとみなされる。

(訳注。統一法、日本法の第一九条に一致。)

第一二六条 持参人私式小切手に裏書を行なったときは、裏書人は遡求に関する規定に従い責任を負う。但し、このために証券が指図式小切手に変更されることはない。

(訳注。統一法、日本法の第二〇条に一致。)

第一二七条 事由の如何を問わず、小切手の占有を失った者があるときに、その新たな所持人は、小切手が持参人私のものであれその権利を正当化できる裏書可能小切手であれ、この小切手を善意で取得している限りこれを返還する義務を負わない。

(訳注。統一法、日本法の第二一条と同趣旨。)

第一二八条 小切手により請求を受けた者は、振出人または所持人の前者に対する人的関係に基づく抗弁をもって所持人に對抗することはできない。但し、所持人がその債務者を害することを知りながら小切手を取得したときはこの限りではない。

(訳注。統一法、日本法の第二二条に一致。)

第一二九条 裏書に「回収の為」「取立の為」「代理の為」その他単なる委任を示す文言のある場合、所持人は小切手より生じる一切の権利を行使することができる。但し、所持人は、取立委任のためにしか裏書することができない。

前項の場合において、債務者は裏書人に対抗しうる抗弁をもつてのみ所持人に対し対抗することができる。

代理の為の裏書による委任は、委任者が死亡またはその者が無能力になったことによつて終了しない。

(訳注。統一法、日本法の第三二条と同趣旨。)

第一三〇条 拒絶証書もしくはこれと同一の効力を有する宣言の作成後の裏書または呈示期間経過後の裏書は、指名債権の譲渡の効力のみを有する。

日付の記載のない裏書は、反証のない限り、拒絶証書もしくはこれと同一の効力を有する宣言の作成前または前項の期間の終了以前になされたものと推定される。

(訳注。統一法、日本法の第二四条と同趣旨。)

### 第三章 保証

第一三一条 小切手の支払は、その金額の全部または一部について保証によつて担保することができる。

前項の保証は、支払人を除く第三者または小切手に既に署名している者もなすことができる。

(訳注。統一法、日本法の第二五条に一致。)

第一三二条 保証は、小切手または補箋になされる。保証は、「保証」その他これと同一の意義を有する文字をもつて表示され、保証人により署名されるものとする。

小切手の表面になされた単なる署名は、保証とみなされる。

但し、振出人の署名はこの限りではない。

保証には誰の為にこれをなすかを表示するものとする。この表示を欠けば、振出人が保証を得たものと理解される。

(訳注、統一法、日本法の第二六条と同趣旨)。

第一三三条 保証人は被保証人と同一の責任を負い、かつ被保証人の人的抗弁をもって対抗することはできない。保証はその担保した債務が、方式の瑕疵を除き、他のいかなる事由により無効となったときと雖も、有効である。

保証人が小切手を支払ったときは、被保証人および被保証人の小切手上的の債務者に対して小切手より生じる権利を取得する。

(訳注、第一項の被保証人の人的抗弁をもって対抗できない旨の文言を除き、統一法、日本法の第二七条と同趣旨)。

#### 第四章 呈示および支払

第一三四条 小切手は一覽払とする。これに反する一切の記載は、記載なかったものとみなされる。

振出の日付として記載した日より前に支払の為呈示した小切手は、呈示の日に支払うべきものとする。

(訳注、統一法、日本法第二八条に一致)。

第一三五条 スペイン国内で振出され、かつ支払われる小切手は、一五日以内に支払の為呈示されなければならない。

外国で振出され、スペイン国内で支払われる小切手は、ヨ

ロッパで振出された場合は二〇日以内、ヨーロッパ以外で振出された場合は六〇日以内に呈示されなければならない。

前二項の期間は、休祭日を除外せず、振出日として小切手に記載した日付を起算日として算定される。但し、支払日が休祭日にあたるときは、小切手の支払日はそれに次ぐ最初の取引日とする。

(訳注、統一法、日本法の第二九条と概ね同趣旨だが、最終項の、休祭日を除外しない旨の文言およびそれに続く但し書が異なり、かつ支払呈示期間の伸長は統一法第二付属書第一四条の留保事項を利用。第一項の一五日以内は、統一法の八日以内、日本法の十日以内のいずれよりも長い)。

第一三六条 小切手が暦の異なる二地の間で振出されたときは、振出日を支払地の暦の応当日に換える。

(訳注、統一法、日本法第三〇条に一致)。

第一三七条 手形交換所に対する小切手の呈示は、支払の為の呈示と同一の効力を有する。

(訳注、統一法、日本法の第三一条に一致)。

第一三八条 小切手の取消は、呈示期間経過後でなければ効力を生じない。

取消がないときは、支払人は期間経過後と雖も支払を行なうことができる。

小切手の紛失または不法な剝奪の場合においては、振出人はその支払に対して対抗することができる。

(訳注。第三項を除き、統一法、日本法の第三二条と同趣旨。第三項は統一法第一付属書の第一六条の留保事項を利用)。

第一三九条 振出の後、振出人が死亡し、または能力を失つても、小切手の効力に影響を及ぼすことはない。

(訳注。統一法、日本法第三三条に一致)。

第一四〇条 支払人は、小切手の支払に際して、所持人に対し小切手に受取を証する記載をして交付すべきであることを請求できる。期日経過後に支払人が所持している小切手は支払済みのものと推定される。

所持人は、一部支払を拒むことができない。

一部支払の場合においては、支払人はその支払があつた旨の小切手上的に記載および受取証書の交付を請求することができる。

(訳注。第一項の後段を除き、統一法、日本法の第三四条と同趣旨)。

第一四一条 裏書がなされた小切手を支払う支払人は、裏書の連続の整否を調査する義務があるが、裏書人の署名の真正性を調査する義務はない。

(訳注。統一法、日本法の第三五条と同文)。

第一四二条 公的相場を認められた交換可能外国通貨建てで振出された小切手の支払は、当該通貨による支払が為替管理法に基づき許可され、または認可されている限り、呈示期限に当該外貨により行なわれねばならない。

債務者の責に帰し得ない事由により、約定外貨による支払

が可能でない場合には、債務者は小切手に表示された外貨額のペセータ相当額を呈示日における為替売相場により換算し支払わねばならない。呈示に対して小切手が支払われなかったときは、所持人は、呈示日または支払日の為替売相場により換算したペセータ相当額を選択の上、支払を請求することができる。

振出国と支払国において同名異価を有する通貨によって小切手の金額が表示されているときは、支払地の通貨により定めたものと推定される。

(訳注。統一法第三六条をベースとしながらスペインの為替管理法に調整)。

## 第五章 線引小切手および計算小切手

(cheque para abonar en cuenta)

第一四三条 小切手の振出人または所持人は、小切手の表面に二条の平行線を引くことにより線引をすることができる。

線引小切手は、一般 (general) または特定 (especial) とすることができ、二条の線内なんらの指示もない場合または「銀行」および「会社」もしくはこれと同様の文字があるときは一般線引である。二条の線内に特定の銀行名を記載したときは特定線引である。

一般線引は特定線引に変更することができるが、特定線引は一般線引に変更することはできない。一切の抹消はなされ

なかつたものとみなされる。

(訳註。統一法、日本法の第三七条と同趣旨。)

第一四四條 支払人は、銀行または支払人の取引先以外には一般線引小切手を支払うことができない。

支払人は、被指定銀行または被指定銀行が支払人の場合は自己の取引先に対してのみ特定線引小切手を支払うことができる。但し、被指定銀行は、他行に小切手の取立をさせることができる。

銀行は、自己の取引先または他の銀行よりのみ線引小切手を取立することができる。銀行は、前記の者以外の者の為に線引小切手の取立を行なうことはできない。

数箇の特定線引がある線引小切手は、支払人がこれを支払うことはできない。但し、二箇の線引がある場合において、その一つが手形交換所における取立の為に行なわれたものであるときはこの限りではない。

前四項の規定を遵守しない支払人または銀行は、それによって発生した損害について、小切手の金額に達するまで賠償の責任を負う。

(訳註。統一法、日本法の第三八条に一致。)

第一四五條 支払人または所持人は、小切手の表面に「計算の為」の文字または同一の意義を有する文言を斜に記載することにより現金による支払を禁じることができる。

前項の場合、支払人は、その経理上の仕訳 (asiento) によ

つてのみ小切手の支払をすることができる。この仕訳が支払と同一の効力を有する。

「計算の為」の文言の抹消はすべて、抹消しなかつたものとみなされる。

前三項の規定を遵守しない支払人は、それによって発生した損害について、小切手の金額に達するまで賠償の責任を負う。

(訳註。統一法第三九条と同趣旨、日本法は第三九条を削除。第七四条で振出地が外国、支払地が日本の場合に限定して規定。)

## 第六章 支払拒絶による遡求

第一四六條 適法の時期に呈示した小切手の支払がなかつた場合に、次のいずれかの手段によって支払拒絶が証明されたときは、裏書人、振出人およびその他の債務者に対してその遡求権を行使することができる。

a. 公正証書化した拒絶証書によって。

b. 小切手に呈示の日を表示して記載し、かつ日付を付した支払人の宣言によって。

c. 適法の時期に小切手を呈示したが、その支払がなかつた旨を証明し、かつ日付を付した手形交換所の宣言によって。

所持人は、小切手が適時に呈示されず、または拒絶証書が作成されず、もしくはそれと同一の効力をもつ宣言がなされ

ない場合と雖も、振出人に対して請求する権利を保留する。呈示期間を経過しており、支払人の支払不能(Insolventia)のために支払人が手持資金を欠くに至った場合には、所持人は上記のような権利を失う。

(訳注。第三項を除き、統一法第四〇条、日本法第三九条に一致。)

**第一四七条** 拒絶証書またはこれと同一の効力を有する宣言は、呈示期間経過前に作成されねばならない。呈示が期間の末日になされた場合には、拒絶証書またはこれと同一の効力を有する宣言はこれに次ぐ二取引日以内に作成することができる。

小切手本来の性質に抵触しない限りにおいて、拒絶証書、通知義務、「無費用償還」または「拒絶証書不要」の条項について、為替手形に関する第五一条から第五六条までの規定が小切手に準用される。

(訳注。第一項は統一法の第四一条、日本法第四〇条と同趣旨だが、「二取引日」を「二取引日」に変えたところが一特色。第二項は、統一法第四二条、第四三条の趣旨を吸収、日本法の第四一条、第四二条に相当。)

**第一四八条** 小切手を振出し、裏書または保証した者は、所持人に対して合同して責任を負う。

所持人は、前項の債務者に対して、その債務を負っている順序にかかわらず、各別または共同に請求する権利を有する。小切手の署名者であってこれを受戻した者も同一の権利を有する。

債務者の一人に対する請求は、他の債務者に対する請求を妨げない。最初に請求を受けた者の後者に対しても請求できる。

(訳注。統一法第四四條、日本法第四三條に一致。)

**第一四九条** 所持人は、遡求権を行使される者に対して次の金額を請求できる。

一、支払われなかった小切手の金額。  
二、法定利率に二パーセントを加算した利率により計算された呈示日以後の利息。

三、拒絶証書作成と通知を含む費用。

四、小切手が支払われなかった金額の一〇パーセントおよび支払人の手持資金がないまま小切手を振出した振出人に対する遡求権が行使される場合における第一〇八条末項にかかわる損害の賠償金。

(訳注。第二号の利率については、統一法第二付属書の第二三条の留保事項を利用。その他は第四号を除き、統一法第四五条、日本法第四四条に一致。)

**第一五〇条** 小切手を受戻した者は、その前者に対して次の金額を請求することができる。

一、支払った総金額  
二、法定利率に二パーセントを加算した利率により計算された受戻日以後の利息  
三、その支出した費用。

(訳注。第二号の利率は前条第二号と同じ事情。その他は統一法第四六条、日本法第四五条に一致。)

**第一五一条** 遡求を受けた、または受けることあるべき債務者は、支払と引換に拒絶証書、場合によっては受取を証する計算書と共に小切手の交付を請求することができる。

小切手を受戻した裏書人は、自己および後者の裏書を抹消することができる。

(訳注。統一法第四七条、日本法第四六条に一致。)

**第一五二条** 不可抗力により法定の期間内に小切手の呈示または拒絶証書もしくはこれと同一の効力を有する宣言の作成が不可能であるときは、その期間は伸長されたものとみなされる。

所持人は、遅滞なく自己の裏書人および持参人私小切手の場合は振出人に、不可抗力を通知し、かつこの通知を小切手に記載し、日付を付して署名しなければならない。この場合に、第五五条の規定が準用される。

不可抗力が止んだときは、所持人は遅滞なく支払のため小切手を呈示し、かつ必要あるときは拒絶証書を作成させなければならぬ。

所持人が裏書人に不可抗力を通知した日付から起算して一五日以上不可抗力が続いたときは、その通知を呈示期間経過前に行なった場合と雖も、呈示、拒絶証書もしくはこれと同一の効力を有する宣言を作成する必要なしに遡求権を行使す

ることができる。

所持人または所持人が小切手の呈示または拒絶証書もしくはこれと同一の効力を有する宣言の作成を委任した者についての単純な人的事由は不可抗力を構成するとはみなされない。

(訳注。統一法第四八条、日本法第四七条と一致。)

**第一五三条** 為替手形上の請求権の行使に関する第六六条から第六八条までの規定は、小切手に対しても準用される。

同様に本法第六五条の手形上および原因関係にもとづく請求権の消滅に関する規定は小切手の所持人にも準用される。

## 第七章 小切手の紛失、盗難または滅失

**第一五四条** 小切手の紛失、盗難または滅失の場合においては、小切手を喪失した所持人は、第三者に対してその小切手が支払われるのを防ぐために、その小切手を無効にするために、かつ同人の権利が認められるために、裁判官に申立てることができる。

喪失した所持人は、その権利の保全にかかわる一切の行為をすることができる。所持人は、裁判官が定める保証人または小切手金額の供託金を差入れて、その小切手の支払を請求することができる。

(訳注。統一法、日本法に該当条文のない固有事項。第一五五条も同様。)

**第一五五条** 為替手形に関する第八五条、第八六条および第八

七条の規定は、小切手にも準用される。第八七条の末項が第一九条との関連について定めたことは、第一二七条においてなされたものとみなされる。

## 第八章 偽造小切手

第一五六条 偽造または偽造された小切手より生じた損害は、振出人が小切手帖の管理を怠っていたか、誤って処理した場合を除き、支払人に課せられるものとする。

(訳注。統一法、日本法の該当条文とは異なる固有条文。)

## 第九章 時効

第一五七条 裏書人、振出人およびその他債務者に対する所持人の遡求権は、呈示期間経過後六カ月で時効にかかる。

小切手の支払をなすべき債務者の他の債務者に対する遡求権は、その債務者が小切手の受戻しを履行した日またはその者が訴を受けた日より六カ月で時効にかかる。

(訳注。統一法第五二条、日本法第五一条に一致。)

第一五八条 時効の中断は、その中断の事由が生じた者に対してのみその効力を生ずる。

時効中断の事由は、民法第一九七三条に定められた事由による。

(訳注。第二項を除き、統一法第三条、日本法第五二条に一致。第二項は第二付属書の第二六条の留保事項を利用。)

## 第一〇章 小切手に関する通則

第一五九条 本章における「銀行」とは、銀行および銀行家登録に登載された銀行のみならず、これらと同様の信用機関を含む。

(訳注。統一法第五四条によるが、第二付属書の第二九条の留保事項を利用。日本法では第五九条。)

第一六〇条 呈示および拒絶証書の作成は、取引日でなければ行なうことができない。

小切手に関する行為、殊に呈示または拒絶証書もしくはこれと同一の効力を有する宣言の作成のための法令により規定した期間の末日が休日であるときは、期間はその満了に次ぐ第一の取引日まで伸長される。期間中の休日は期間に算入される。

本法の施行上、休日または非取引日とは、金融機関の職員にとつての非取引日を謂う。

(訳注。第三項を除き、統一法第五五条、日本法の第六〇条に一致。第三項は、第二付属書の第二七条を利用。)

第一六一條 第九一條、第九二条および第九三条は、小切手に準用される。

## 第十一章 法の抵触

第一六二条 小切手により義務を負う者の能力は、その本国法

により定められる。その国の法律が他の国の法律によることを定めているときはその他国の法律が適用される。

前項に掲げる法律により無能力者とされた者であっても、他の国の領域で署名し、その国の法律によれば小切手上義務を負う能力を有するときは、責任を負う。

（訳注。統一法（以下第八条までは小切手法抵触解決条約のこと）第二章第一項第二項、日本法第七六条に一致）。

**第一六三条** 小切手の支払地の法律は、小切手の支払人となり得る者を定める。

前項に掲げた法律により、支払人とされた者の人的な理由によりその証券が小切手として無効になっても、同じ規定が存在しない他の国においては当該証券に行なった署名から生ずる義務は有効である。

（訳注。統一法第三条、日本法第七六条に一致）。

**第一六四条** 小切手上の債務の方式は、署名がなされた地の属する国の法律により定められる。但し、支払地の属する国の法律の規定する方式によっても足りる。

小切手上負った義務が前項の規定により無効である場合と雖も、後の義務を署名した地の属する国の法律によれば適式であるときは、前の義務の方式が不適式であることによつて後の義務の効力を妨げることはない。

外国で負った小切手上の義務は、その国の法律によつて課せられた方式が尊重されており、かつその義務から生ずる請

求権がその国の領上で行使されるときには、当国国民の間またはその一国に在住する者の間において、有効である。

（訳注。第三項を除き、統一法第四条第一項および第二項、日本法第七八条の第一項および第二項に一致。第三項は、統一法第四条第三項とも異なる固有条項）。

**第一六五条** 小切手上生じる義務の効力は、その小切手が署名された地が所在する国の法律により定められる。

（訳注。統一法第五条、日本法第七九条の後段に一致）。

**第一六六条** 請求権を行使するための期間は、すべての署名者につき証券の振出地の法律により定められる。

（訳注。統一法第六条、日本法第七九条の後段に一致）。

**第一六七条** 左の事項を決定するためには、小切手の支払地の法律が適用される。

- 一、小切手は必ず一覧払であるべきか否か、または一覧後定期払として振出しうるか否か、および先日付小切手の効力。
- 二、呈示期間。
- 三、小切手に引受、支払保証、確認または査証をなしうるか否か、およびこれらの記載の効力。
- 四、所持人は一部支払を請求しうるか否か、かつ一部支払を受諾する義務があるかどうか。
- 五、小切手に線引をできるかどうか、「計算の為」の文字またはこれと同一の意義を有する文言を記載できるかどうか、および線引または「計算の為」の文字もしくはこれと同一

の意義を有する文言の記載の効力。

六、所持人は資金に対して特別の権利を有するかどうか、およびその権利の性質。

七、振出人は小切手の支払の委託を取消し、または支払差止めの手続をできるかどうか。

八、小切手の喪失または盗難の場合になすべき手続。

九、裏書人、振出人その他の債務者に対する遡求権保全のため拒絶証書またはこれと同一の効力を有する宣言を必要とするかどうか。

一〇、拒絶証書の方式および作成期間その他の小切手上的の権利の行使または保存に必要な行為の方式。

(訳注。第九号まで統一法第七条、日本法第八〇条と一致。第一〇号は、統一法第八条、日本法第八一条と部分的に表現は異なるが、実体的には同様と理解される)。

## 付 則

第一。民事訴訟法第一四二九条第四号は、次のように改訂される。

「四、手形・小切手法で定められた諸条件の下における為替手形、約束手形および小切手」

第二。商法第六〇条第二項は、次のように改訂される。

「為替手形、約束手形、小切手、およびそれらに関連する貸付は例外とし、手形・小切手法および本法がそれぞ

れ日数、年月の計算のために定めるところによるものとする」

## 経過規定

本法が発効する以前に振出された為替手形、約束手形および小切手は、白地であっても、また証券に本日以降に記載される若干の債務があっても、旧法の規定が適用される。

## 廃止規定

本法の発効後、商法第四四三条から第五四三条までの規定、本法の定める証券から発生する請求権の時効に関する商法第九五〇条の規定および民事訴訟法第一四六五条の規定は廃止される。

## 最終規定

第一。手形交換所は規則を制定し、為替手形が呈示される方式を定めるものとする。

同じく、印刷した用紙により振出人が振出し、署名する為替手形の振出およびその用紙により印紙税の納付を義務づけるような方式を定めるものとする。

第二。本法は一九八六年一月一日に発効する。

以上により、

国王は、すべてのスペイン人、民間人、関係官庁に対し、本法を遵守し、かつ遵守させるよう命令する。

於マドリード、サルスエラ宮殿、一九八五年

七月一六日

国王 ファン・カルロス

首相

フェリーペ・ゴンサレス・マルケス